

令和3年度 事業計画書

(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)

I. 基本方針

未曾有のコロナウイルス感染症による社会情勢の激変・土地家屋調査士に関連する法案が改正されるなか、公嘱協会が公益法人として社会に貢献し、掲げる事業を着実に実施し、安定的に継続していくためには、組織・体制の強化、運営についての見直しを繰り返し、社員全員が資質向上のための研鑽を重ね、土地家屋調査士としての専門的能力を発揮し、事業にあたるのが重要である。

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業

a. 業務管理体制の確立

業務管理システムを適確に運用することに加えて、社員個々が公益法人としての業務に対する意識の向上を図り、計画性をもって業務の適正・迅速な処理にあたり、工期を順守すること等により国民及び発注者の信頼を保持する。

b. 運営体制強化に対する取り組み

安定的かつ継続的に公益目的事業を行うために必要な財政基盤の強化に努め、事務局と連携を深めることで、円滑な会務運営と事務の効率化を図る。

(2) 地図作成の促進等に係る受託事業

法務省の不動産登記法第14条地図作成作業等の大規模事業に対し、調査士の専門的能力を結合し、その真価を発揮するという使命感を持って、社員の協調と団結のもと、個々の能力と組織力を最大限に活かして取り組む。

(3) 境界標設置事業

受託した測量業務において、確認された境界に永久標識を設置することで将来の境界紛争を防ぎ、権利の明確化に寄与する。

(4) 相談・助言活動

官公署等の公共事業実施に伴う登記に関する相談に対し、各地区において積極的に取り組むと共に、相談しやすい環境作りと公嘱協会活用についての啓発活動を行う。

(5) 講座・セミナー・育成

土地家屋調査士としての資質の向上を目的とした社員に対する研修を実施し、公共事業を実施する官公署の職員及び一般市民も対象とした多様性のある講演会を開催する。

(6) 自然災害等復興支援事業

官公署との協定締結促進に加え、災害発生時に国民に対して行う復興支援活動を迅速に行うことができるよう、締結地方自治体との協議・連携を図り体制の確立に努める。

(7) D I D地区に係る街区基準点の状況調査

県内7市町（鹿児島市・薩摩川内市・鹿屋市・指宿市・奄美市・西之表市・瀬戸内町）
において街区基準点の状況を調査し、その内容を各自治体へ報告する。

II. 各部計画

(1) 総務部

- a. 公益法人としてのガバナンスの周知、浸透
安定して公益法人を運営するため理事・社員・職員の研修
- b. ホームページ等の検討を通じ、公益法人としての広報の充実
- c. 事務局移転の検討

(2) 経理部

- a. 公益法人会計基準に基づく適正な会計処理
- b. 予算の効率的な実施
- c. 会費納付期限の厳守
- d. 資産の有効かつ適正な管理
- e. 財政基盤強化に関する検討

(3) 業務部

- a. 業務管理システム運用による品質管理
 - ① 業務実施に関する助言及び指導
 - ② 進捗状況の管理に関する運用の徹底
 - ③ 完了検査の徹底
- b. 業務処理に関する研究
 - ① 業務処理における事故対応及びその検討
 - ② 報酬額運用基準の修正、研究
- c. 大規模事業の処理を通じた地域貢献
- d. 境界標設置支援事業の推進
- e. 業務に関する研修会の実施

(4) 企画研修部

- a. 講演会及び社員教育等に関するW e bを活用した研修会の企画及び開催
- b. 登記基準点等の管理及び設置に関する検討
- c. 自然災害等防災・復興支援事業に伴う支援体制の確立
- d. 官公署に対する事業の提案